

【案件名】

八街市児童館の設置及び管理に関する条例及び施行規則

【概要】

18歳未満の子どもたちを対象とし、放課後の居場所づくりや子育て支援をするための児童館の開設に向けて、施設の設置及び管理に関する条例及び施行規則を制定します。

【条例及び規則で定める主な内容】

名称	八街市児童館
開館時間	規則で定める。 午前9時から午後5時まで
休館日	規則で定める。 ・月曜日 ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ・12月28日から翌年の1月4日までの日
使用料	無料
利用者	・市内に在住している18歳未満の子ども ・就学前の子どもの保護者
業務	・健全な遊びを通して行う子どもの集団的及び個別指導に関すること ・養育相談など子育て支援に関すること ・子どもの健全育成のために必要な事業を実施すること
管理	市長が指定する法人その他の団体（指定管理者）
施行日	令和3年4月1日

【建設予定地】 八街市八街ほ163番地38